

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 5 年 10 月 26 日

全国健康保険協会熊本支部
支部長 富田 和典

1. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

令和 5 年度 特定健診及びがん検診同時実施にかかる勸奨文書の印刷製造等業務委託
予定数量 25,000 件

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 12 月 31 日

(4) 納品場所

全国健康保険協会熊本支部が指定する場所

(5) 見積競争方法

見積金額は総価とする（契約は単価契約）。

見積書（任意様式）には成果物 1 件あたりの単価（消費税を含まない金額）に予定数量を乗じた額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）の総価を記載すること。その見積書に記載された総価をもって見積競争に付する。

また見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書（任意様式）に記載すること。

※見積書には、仕様書に記載する事項の他、本委託業務に要する一切の諸経費を含めた 1 件あたりの単価を記載すること。また、内訳にはデザイン費用（税抜）を必ず記載すること。

2. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 04・05・06 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に沿って、当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証、またはこれらに準ずる資格を取得している事業者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会からうけていない者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び仕様書の配布場所

〒860-8502

熊本市中央区辛島町 5-1 日本生命熊本ビル 10 階

全国健康保険協会熊本支部 企画総務グループ 担当 古閑（コガ）

電話：096-240-1031

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会熊本支部 保健グループ 担当 鞭馬（ムチマ）

電話：096-240-1034

(3) 見積書の添付書類

①競争参加資格（全省庁統一参加資格）の写し

②プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証またはこれらに準ずるもののいずれか1つを取得している事業者であることを確認できる書類の写し

(4) 見積書等提出期限

令和 5 年 11 月 15 日（水）14 時 00 分 厳守

※見積書は任意の様式とする。

※上記 3.（3）①②の書類を必ず添付すること。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金および契約保証金

全額免除。

(3) 見積書（任意様式）には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

記載漏れ、押印漏れまたは判読できないものは無効とする。

(4) 提出した見積書の差替え、変更または取消しをすることはできない。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約相手方の決定方法

- ・当該案件を履行できると全国健康保険協会熊本支部長が判断した者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ・同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、くじ引きにより契約の相手方を決定する。その場合には、見積事務に関係のない当協会熊本支部の職員が代理でくじを引くものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 見積結果については、すみやかに電話にて連絡することとする。

(9) 競争参加資格停止業者の公表

契約の履行等に関して問題のあった事業者については、全国健康保険協会競争参加資格停止措置要領（URL：<https://kyoukaikenpo.or.jp/g7/template04>）に基づき、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することとなる。

【参考】

- ・全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。